

(別紙) 存続期間の延長登録

番号	出願番号 (出願日)	延長の期間	延長登録日	特許法67条2項の政令で定める処分の内容			
				特許権の存続期間 の延長登録の理由 となる処分	処分を特定する番号	処分の対象となった物	処分の対象となった物 について特定された用途
1	2009-700142 (H21.11.20)	4年 5月 22日	平成22年10月6日	薬事法14条1項に規定する医薬品に係る同項の承認	承認番号 22100AMX02237000	オキサリプラチン (販売名：エルプラット 点滴静注液50mg)	結腸癌における術後補助 化学療法
2	2009-700145 (H21.11.20)	11月 21日	平成22年10月6日	薬事法14条1項に規定する医薬品に係る同項の承認	承認番号 22100AMX02236000	オキサリプラチン (販売名：エルプラット 点滴静注液100mg)	結腸癌における術後補助 化学療法
3	2009-700143 (H21.11.20)	4年 5月 22日	平成24年10月17日	薬事法14条1項に規定する医薬品に係る同項の承認	承認番号 22100AMX02237000	販売名：エルプラット 点滴静注液50mg 有効成分：オキサリプラチン	治癒切除不能な進行・再 発の結腸・直腸癌 結腸癌における術後補助 化学療法
4	2009-700144 (H21.11.20)	4年 5月 22日	平成24年10月17日	薬事法14条1項に規定する医薬品に係る同項の承認	承認番号 22100AMX02236000	販売名：エルプラット 点滴静注液100mg 有効成分：オキサリプラチン	治癒切除不能な進行・再 発の結腸・直腸癌 結腸癌における術後補助 化学療法
5	2014-700029 (H26.3.19)	2年 9月 21日	平成26年6月18日	薬事法14条9項に規定する医薬品に係る同項の承認	承認番号 22100AMX02237000	販売名：エルプラット 点滴静注液50mg 有効成分：オキサリプラチン	治癒切除不能な膵癌
6	2014-700030 (H26.3.19)	2年 9月 21日	平成26年6月18日	薬事法14条9項に規定する医薬品に係る同項の承認	承認番号 22100AMX02236000	販売名：エルプラット 点滴静注液100mg 有効成分：オキサリプラチン	治癒切除不能な膵癌
7	2014-700031 (H26.3.19)	2年 9月 21日	平成26年6月18日	薬事法14条9項に規定する医薬品に係る同項の承認	承認番号 22400AMX01369000	販売名：エルプラット 点滴静注液200mg 有効成分：オキサリプラチン	治癒切除不能な膵癌